

輪島市監査公表第 8 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、  
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成23年1月31日

輪島市監査委員 向 憲 龍

輪島市監査委員 坂 下 幸 雄

# 定期監査結果報告

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

## 2 監査実施日及び監査対象課

平成23年1月14日（金） 教育委員会庶務課

## 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

## 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度の監査資料（平成22年4月から11月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

## 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○教育委員会庶務課の業務は、学校等教育施設の建設や整備に関すること、教育委員会の会議に関すること、職員の人事及び補助金の交付等多岐にわたり大変ご苦勞されていることが認められる。今年度、校舎の耐震調査は、小学校と中学校各々2校について実施し、耐震補強工事の実施は河井小学校を予定しているとのことである。耐震補強工事の予算は、国からの補助金の交付如何によるところが大きいとの説明を受けたが、今後とも抜かり無きようお願いする。

○各小・中学校の校舎等営繕については、今後の統廃合計画に基づき、最も安全で有効な方法により進めていくことが重要である。

○最も重要との位置づけである「輪島市学校教育ビジョン検討委員会」は、目標を定めて職員が一丸となり推し進めていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

# 定期監査結果報告

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

## 2 監査実施日及び監査対象課

平成23年1月14日（金） 下水道課

## 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

## 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度の監査資料（平成22年4月から10月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

## 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○下水道事業の普及及び加入促進、下水道施設の維持及び管理に関する説明を受け、大変ご苦勞されていることが認められる。加入率については伸び悩んでいるのが現状であり、普及とともに業者を通じて等の宣伝をしているとのことである。今後とも加入率を上げていくことにより、一般会計からの繰入金の減少に繋げていっていただきたい。また、市職員は率先して加入すべきでありしっかりと推し進めることが重要である。

○職員の時間外勤務については、一部職員に時間外勤務が偏ることのないように、職務分担の均衡を保つよう心掛けていただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

### ①使用料の滞納繰越分について

使用料については、まず現年度分が収入未済とならないよう計画的納付を促していただきたい。また、滞納者の生活実態を把握し、課全体で協力体制をとり、滞納額が増えていかないよう厳しい態度で臨むことが重要である。